

# 災害時における避難所等としての使用に関する協定書

令和7年3月26日

鈴 鹿 市

独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校

## 災害時における避難所等としての使用に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校（以下「鈴鹿高専」という。）は、鈴鹿市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生するおそれのある場合に市が鈴鹿高専の管理する学校施設を避難地及び収容避難所（以下「避難所等」という。）として使用することに關して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、市が鈴鹿高専の管理する学校施設を避難所等として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （避難所等として使用できる施設）

第2条 本協定の対象施設及び管理者は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 所在地 三重県鈴鹿市白子町
  - (2) 施設名 避難地（一時避難場所）：陸上競技場  
                  収容避難所                  ：第1体育館  
                  収容避難所                  ：第2体育館
  - (3) 管理者 鈴鹿工業高等専門学校長
- 2 災害の状況等により、前項に定める対象施設以外の施設が必要となった場合は、市と鈴鹿高専が協議の上、決定するものとする。
- 3 市は、対象施設を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

### （緊急時の連絡体制及び手段）

第3条 市と鈴鹿高専は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互へ書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

### （避難所等の開設）

第4条 市は、災害が発生し、避難所等を開設する必要がある場合、第2条に定める避難所等の被害状況（安全）を確認した上で、開設することができる。

#### (開設の通知及び開錠)

第5条 市は、前条の規定により対象施設を開設する場合、事前に避難所等開設通知書（第1号様式）により、鈴鹿高専に通知するものとし、鈴鹿高専は、これを受け、速やかに対象施設を開錠するよう努めるものとする。

ただし、緊急を有する場合は、第3条に規定する鈴鹿高専の連絡責任者から鍵を借用し、開錠するものとし、その後、速やかに、避難所等開設通知書により鈴鹿高専に通知するものとする。

- 2 市は、避難所等を開設する場合、市の職員を派遣するものとする。
- 3 鈴鹿高専は、避難所等の開設前において、避難者を現認した場合は、その旨を市に連絡するものとし、市は、この連絡を受けた場合は、速やかに市の職員を派遣するものとする。

#### (避難所等の管理運営)

第6条 避難所等の管理運営は、市の責任において行うものとする。

- 2 避難所等で必要な物品等は、市が準備又は配布するものとする。
- 3 市は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 鈴鹿高専は、避難所等の管理運営について市への協力に努めるものとする。

#### (費用負担)

第7条 対象施設の土地建物使用料については、無償とする。

- 2 対象施設の使用により生じた損害（施設又は設備等の破損）及び光熱水費等の施設使用等に要した経費は、原則市が負担するものとする。ただし、鈴鹿高専による負担を妨げない。
- 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めに従うものとする。

#### (原状回復義務)

第8条 市は、避難所等の開設期間を終えたときは対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

#### (開設期間)

第9条 対象施設の開設期間は、災害発生時から原則7日以内とし、開設期間を延長する場合は、市と鈴鹿高専が協議の上、決定するものとする。

- 2 市は、鈴鹿高専が早期に教育研究活動を再開できるように配慮するととも

に、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

(閉鎖の通知)

第10条 市は、対象施設の使用を終了する際は、鈴鹿高専に避難所等閉鎖通知書（第2号様式）を提出するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、市と鈴鹿高専が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに市又は鈴鹿高専から解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

市と鈴鹿高専は、この協定を証するため、この書面を2通作成し、市と鈴鹿高専がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月26日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 末松 則子

三重県鈴鹿市白子町  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校長 藤本 慎司

(第1号様式)

第 号  
年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校  
校長 様

鈴鹿市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第5条第1項の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

1 開設日時

年 月 日 時

2 使用施設

第1体育館、第2体育館及び陸上競技場

3 連絡先

部 課  
担当 電話

4 その他

以上

(第2号様式)

第 号  
年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校  
校長 様

鈴鹿市長

避難所等閉鎖通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第10条の規定により、  
災害時における避難所等として、下記のとおり閉鎖することを通知します。  
なお、協定書第8条の規定により施設を原状に復し、引き渡します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時

2 引渡し予定日時

年 月 日 時

3 連絡先

部 課

担当 電話

4 その他

以上

# 災害時における避難所等としての使用に関する協定書

令和元年12月2日

鈴 鹿 市

独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校

## 災害時における避難所等としての使用に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、鈴鹿市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生するおそれのある場合に甲が乙の管理する学校施設を避難地及び収容避難所（以下「避難所等」という。）として使用することについて、次とおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する学校施設を避難所等として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （避難所等として使用できる施設）

第2条 本協定の対象施設及び管理者は、次に掲げる各号のとおりとする。

- （1）所在地 三重県鈴鹿市白子町
  - （2）施設名 避難地（一時避難場所）：陸上競技場  
収容避難所 : 第一体育館
  - （3）管理者 鈴鹿工業高等専門学校長
- 2 災害の状況等により、前項に定める対象施設以外の施設が必要となった場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、対象施設を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

### （緊急時の連絡体制及び手段）

第3条 甲乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互へ書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

### （避難所等の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、避難所等を開設する必要がある場合、第2条に定める避難所等の被害状況（安全）を確認した上で、開設することができる。

#### (開設の通知及び開錠)

第5条 甲は、前条の規定により対象施設を開設する場合、事前に避難所等開設通知書（第1号様式）により、乙に通知するものとし、乙は、これを受け、速やかに対象施設を開錠するよう努めるものとする。

ただし、緊急を有する場合は、第3条に規定する乙の連絡責任者から鍵を借用し、開錠するものとし、その後、速やかに、避難所等開設通知書により乙に通知するものとする。

- 2 甲は、避難所等を開設する場合、甲の職員を派遣するものとする。
- 3 乙は、避難所等の開設前において、避難者を現認した場合は、その旨を甲に連絡するものとし、甲は、この連絡を受けた場合は、速やかに甲の職員を派遣するものとする。

#### (避難所等の管理運営)

第6条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 避難所等で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。
- 3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 乙は、避難所等の管理運営について甲への協力に努めるものとする。

#### (費用負担)

第7条 対象施設の土地建物使用料については、無償とする。

- 2 対象施設の使用により生じた損害（施設又は設備等の破損）及び光熱水費等の施設使用等に要した経費は、原則甲が負担するものとする。ただし、乙による負担を妨げない。
- 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めに従うものとする。

#### (原状回復義務)

第8条 甲は、避難所等の開設期間を終えたときは対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

#### (開設期間)

第9条 対象施設の開設期間は、災害発生時から原則7日以内とし、開設期間を延長する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

(閉鎖の通知)

第10条 甲は、対象施設の使用を終了する際は、乙に避難所等閉鎖通知書（第2号様式）を提出するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、この書面を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月2日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

乙 三重県鈴鹿市白子町  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校長事務代理

(第1号様式)

第 号  
年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校  
校長 様

鈴鹿市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第5条第1項の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

1 開設日時

年 月 日 時

2 使用施設

第一体育館及び陸上競技場

3 連絡先

部 課  
担当 電話

4 その他

以上

(第2号様式)

第 号  
年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校  
校長 様

鈴鹿市長

避難所等閉鎖通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第10条の規定により、  
災害時における避難所等として、下記のとおり閉鎖することを通知します。  
なお、協定書第8条の規定により施設を原状に復し、引き渡します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時

2 引渡し予定日時

年 月 日 時

3 連絡先

部 課

担当 電話

4 その他

以上